

車に吸盤スタンドを取り付ける

付属の吸盤スタンドを車に取り付けます。

※作業が困難な場合は、お買い上げの販売店(専門業者)にご依頼ください。
(作業工賃が発生した場合は、お客様のご負担となりますのでご了承ください。)

ナビゲーションの取り付け位置について

国土交通省の定める保安基準*に適合させるため、下部イラストのように、運転者の視界を妨げないように取り付けてください。また、前面ガラスおよび側面ガラス(運転者席の左右)への取り付けは、保安基準第29条に不適合となりますので、絶対におやめください。

*印…道路運送車両の保安基準 第21条(運転者席)
道路運送車両の保安基準 第44条(後写鏡等)

最新の保安基準は、国土交通省のWebサイトをご確認ください。

はじめに

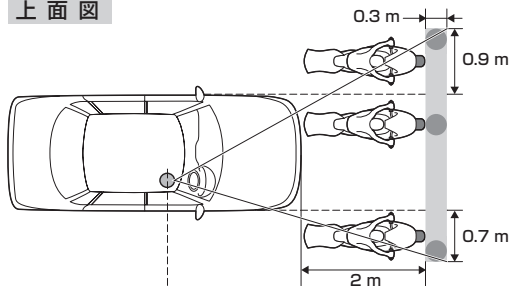
前方視界について

■ 基準概要

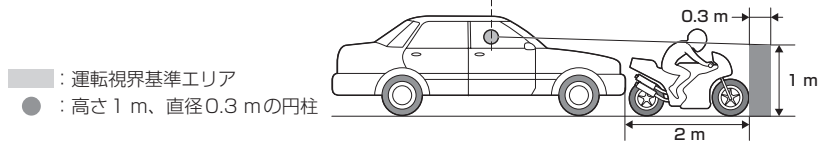
自動車の前方2 mにある高さ1 m、直径0.3 mの円柱(6歳児を模したものを鏡等を用いず直接確認できること。

- 図は右ハンドル車の例です。
左ハンドルの場合は、左右逆になります。

上面図



側面図

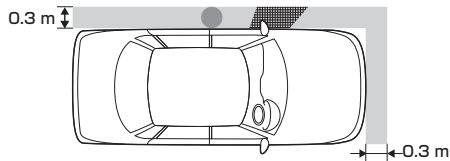


直前直左視界について

■ 基準概要

自動車の前面及び左側面(左ハンドル車にあっては右側面)に接する高さ1 m、直径0.3 mの円柱(6歳児を模したものを)を直接に又は鏡、画像等により間接に視認できること。

- 図は右ハンドル車の例です。
左ハンドルの場合は、左右逆になります。



● : 運転視界基準エリア
● : 高さ1 m、直径0.3 mの円柱
▨ : 適用外エリア
(Aピラーまたは室外後写鏡により
視界が遮られるエリア)